

者又は当該公務員に係る貸付限度額の範囲内で、かつ、当該業務に係る通常の貸付けの条件と異なる条件により、住宅資金の貸付けを行うものとする。ただし、当該勤労者又は当該公務員に対し、政令で定めるところにより、当該貸付けに併せて、当該業務に係る通常の貸付けの条件により、当該資金の貸付けを行うことを妨げない。

3 独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫の行う第一項又は前項本文の住宅資金の貸付け（持家である住宅の改良のための資金の貸付けを除く。）は、当該貸付けを受ける者に対し、事業主又は事業主団体が前条第二項第二号の措置に準ずる措置を講ずる場合に限り行うものとする。

4 (略)

(機構の行う教育融資)

第十条の三 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、機構に次の各号に掲げる者に対し、政令で定めるところにより、当該各号に定める資金の貸付けを行う業務を行わせるものとする。

一 勤労者（勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。）自己又はその親族が教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。）を受けするために必要な資金（以下「教育資金」という。）

二 事業主 当該事業主が雇用する勤労者（公務員を除くものとし、勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。次号において同じ。）に対し教育資金を貸し付けるための資金

三 事業主団体 その構成員である事業主が雇用する勤労者に対し教

該勤労者又は当該公務員に係る貸付限度額の範囲内で、かつ、当該業務に係る通常の貸付けの条件と異なる条件により、住宅資金の貸付けを行うものとする。ただし、当該勤労者又は当該公務員に対し、政令で定めるところにより、当該貸付けに併せて、当該業務に係る通常の貸付けの条件により、当該資金の貸付けを行うことを妨げない。

3 独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫の行う第一項又は前項本文の住宅資金の貸付け（持家である住宅の改良のための資金の貸付けを除く。）は、当該貸付けを受ける者に対し、事業主又は事業主団体が前条第二項第二号の措置（機構の行う同条第一項第三号の貸付けに係る措置に限る。）に準ずる措置を講ずる場合に限り行うものとする。

4 (略)

(機構の行う教育融資等)

第十条の三 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、機構に次の業務を行わせるものとする。

一 次のイからハまでに定める資金の貸付けを行うこと。

イ 勤労者（勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。次号において同じ。）自己又はその親族が教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。）を受けするために必要な資金（以下「教育資金」という。）

ロ 事業主 当該事業主が雇用する勤労者（公務員を除くものとし、勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。ハにおいて同じ。）

育資金を貸し付けるための資金

（）に対し教育資金を貸し付けるための資金

ハ 事業主団体 その構成員である事業主が雇用する勤労者に対し教育資金を貸し付けるための資金

二 次のイからハまでに掲げる者であつて、当該イからハまでに定める事業主に、その雇用する勤労者に貸し付けるために必要な住宅を貸し付けるものに対し、政令で定めるところにより、当該住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又は当該住宅の改良のための資金の貸付けを行うこと。

イ 事業主団体 その構成員である事業主

ロ 福利厚生会社 当該福利厚生会社に出資する事業主又は当該福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主

ハ 日本勤労者住宅協会 事業主

2 前項第二号の資金の貸付けは、同号に規定する事業主のうち、その雇用する勤労者の財産形成を援助するための計画を作成しており、かつ、同号の住宅の貸付けを受ける勤労者の負担を軽減するために必要な措置として政令で定める措置を講ずる事業主に対して、当該住宅を貸し付けることとしている場合に限り行うものとする。

（勤労者財産形成持家融資等の原資）

第十一条 機構の行う第九条第一項の貸付け若しくは前条の貸付け、独立行政法人住宅金融支援機構の行う第十条第一項の貸付け、沖縄振興開発金融公庫の行う同条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項に規定する共済組合等の行う同項の貸付けに必要な資金は、次条に規定するところにより調達するものとし、当該調達のための独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十五条第一項の

（勤労者財産形成持家融資等の原資）

第十一条 機構の行う第九条第一項の貸付け若しくは前条第一項の貸付け、独立行政法人住宅金融支援機構の行う第十条第一項の貸付け、沖縄振興開発金融公庫の行う同条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項に規定する共済組合等の行う同項の住宅の建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金は、次条に規定するところにより調達するものとし、当該調達のための独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年

規定に基づく長期借入金の額、同項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額（旧雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）第二十七条第一項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額及び旧雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第十六号）第二十六条第一項の規定に基づく雇用促進債券の発行額を含む。）、独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第三項の規定に基づく短期借入金、独立行政法人住宅金融支援機構法第十九条第一項の規定に基づく長期借入金、同条第三項の規定に基づく住宅金融支援機構財形住宅債券の発行額（旧住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十七条の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額を含む。）、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十五条第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の短期借入金の額、沖繩振興開発金融公庫法第二十六条第一項又は第四項の規定に基づく借入金の額、同法第二十七条第三項の規定に基づく沖繩振興開発金融公庫財形住宅債券の発行額及び当該共済組合等の借入金の額の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する積立分譲契約に基づく金銭の積立てを除く。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。）の同日の属する年の前々年の九月三十日における残高のうち政令で定める額を超えないようにするものとする。

（特別の法人の借入金に関する特例）

第十三条 特別の法律に基づいて設立された法人で、その設立について

法律第七十号）第十五条第一項の規定に基づく長期借入金の額、同項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額（旧雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）第二十七条第一項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額及び旧雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第十六号）第二十六条第一項の規定に基づく雇用促進債券の発行額を含む。）、独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第三項の規定に基づく短期借入金の額、独立行政法人住宅金融支援機構法第十九条第一項の規定に基づく長期借入金の額、同条第三項の規定に基づく住宅金融支援機構財形住宅債券の発行額（旧住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十七条の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額を含む。）、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十五条第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の短期借入金の額、沖繩振興開発金融公庫法第二十六条第一項又は第四項の規定に基づく借入金の額、同法第二十七条第三項の規定に基づく沖繩振興開発金融公庫財形住宅債券の発行額及び当該共済組合等の借入金の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する積立分譲契約に基づく金銭の積立てを除く。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。）の同日の属する年の前々年の九月三十日における残高のうち政令で定める額を超えないようにするものとする。

（特別の法人の借入金に関する特例）

第十三条 特別の法律に基づいて設立された法人で、その設立について

定める特別の法律の借入金に関する規定により機構の行う第九条第一項又は第十条の三の貸付けを受けることができないもの（当該法人を監督する行政庁の認可又は承認（これらに類する処分を含む。）を受けなければ当該貸付けを受けることができない法人を含む。）は、当該特別の法律の規定にかかわらず、機構の行う当該貸付けを受けることができる。

2 (略)

第四章 雑則

(削除)

第十四条 (略)

(削除)

(公務員に関する特例等)

第十五条 (略)

2 公務員に住宅資金を貸し付ける業務、公務員に教育資金を貸し付ける業務その他これらに附帯する業務は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条に規定する国家公務員共済組合若しくは同法第二十一条に規定する国家公務員共済組合連合会又は地方

定める特別の法律の借入金に関する規定により機構の行う第九条第一項第一号若しくは第三号又は第十条の三第一項第一号の貸付けを受けることができないもの（当該法人を監督する行政庁の認可又は承認（これらに類する処分を含む。）を受けなければ当該貸付けを受けることができない法人を含む。）は、当該特別の法律の規定にかかわらず、機構の行う当該貸付けを受けることができる。

2 (略)

第四章 雑則

第十四条 削除

第十四条の二 (略)

(機構が行う事業主団体への助成)

第十四条の三 厚生労働大臣は、機構に、払込代行契約及び前条の委託に関する業務に関して、その普及を図るため、当該業務を行わせるものとする法人である事業主団体に対し、政令で定めるところにより、必要な助成を行わせるものとする。

(公務員に関する特例等)

第十五条 (略)

2 公務員にその持家として分譲する住宅の建設又は購入及び当該住宅の分譲（第一号において「住宅の分譲等」という。）の業務、公務員に住宅資金を貸し付ける業務、公務員に教育資金を貸し付ける業務その他これらに附帯する業務は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年

公務員等共済組合法（昭和二十七年法律第五十二号）第三条に規定する地方公務員共済組合、同法第二十七条に規定する全国市町村職員共済組合連合会若しくは同法第三十八条の二に規定する地方公務員共済組合連合会（以下「共済組合等」という。）が、これらの法律で定めるところにより行うことができる。この場合において、これらの業務の対象となる公務員は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

一 住宅資金の貸付けの業務 第九条第一項の政令で定める要件を満たす者

二 教育資金の貸付けの業務 勤労者財産形成貯蓄を有している者

3 (略)

4 機構、独立行政法人住宅金融支援機構及び沖繩振興開発金融公庫並びに共済組合等が貸付けに関する業務を行う場合には、国家公務員共済組合法第二百二十四条の三の規定により同法第二条第一項第一号に規定する職員とみなされる者、同法第二百二十五条に規定する組合職員及び同法第二百二十六条第一項に規定する連合会役員、地方公務員等共済組合法第四百一条第一項に規定する組合役員及び同法第二条二項に規定する連合会役員並びに同法第四百四条の三第一項に規定する団体職員を公務員とみなして、第九条、第十条、第十条の三及び前二項の規定を適用する。

5 (略)

法律第二百二十八号）第三条に規定する国家公務員共済組合若しくは同法第二十一条に規定する国家公務員共済組合連合会又は地方公務員等共済組合法（昭和二十七年法律第五十二号）第三条に規定する地方公務員共済組合、同法第二十七条に規定する全国市町村職員共済組合連合会若しくは同法第三十八条の二に規定する地方公務員共済組合連合会（以下「共済組合等」という。）が、これらの法律で定めるところにより行うことができる。この場合において、これらの業務の対象となる公務員は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

一 住宅の分譲等の業務 勤労者財産形成貯蓄契約等を締結している者又は当該契約を締結していた者で、政令で定めるもの

二 住宅資金の貸付けの業務 第九条第一項第三号の政令で定める要件を満たす者

三 教育資金の貸付けの業務 勤労者財産形成貯蓄を有している者

3 (略)

4 機構、独立行政法人住宅金融支援機構及び沖繩振興開発金融公庫並びに共済組合等が住宅の建設若しくは購入又は貸付けに関する業務を行う場合には、国家公務員共済組合法第二百二十四条の三の規定により同法第二条第一項第一号に規定する職員とみなされる者、同法第二百二十五条に規定する組合職員及び同法第二百二十六条第一項に規定する連合会役員、地方公務員等共済組合法第四百一条第一項に規定する組合役員及び同法第二条二項に規定する連合会役員並びに同法第四百四条の三第一項に規定する団体職員を公務員とみなして、第九条、第十条、第十条の三及び前二項の規定を適用する。

5 (略)

(調査等)

第十七条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 払込代行契約を締結し、又は第十四条の規定により委託を受けている事務代行団体 当該契約の締結及びこれにより行われる勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等の状況並びに当該委託に係る事務の処理状況

附則

(勤労者財産形成持家融資等に係る暫定措置)

第二条 厚生労働大臣は、機構に、当分の間、沖縄振興開発金融公庫又は共済組合等から第十二条第一項の規定により資金を調達することが困難である旨の申出があつたときは、当該沖縄振興開発金融公庫又は共済組合等に対し、第十条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務を行わせることができる。この場合における機構の行う貸付けに必要な資金の調達については、第十一条中「若しくは前条の貸付け」とあるのは、「前条の貸付け若しくは附則第二条の貸付け」として、同条及び第十二条の規定を適用する。

(調査等)

第十七条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 払込代行契約を締結し、又は第十四条の二の規定により委託を受けている事務代行団体 当該契約の締結及びこれにより行われる勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等の状況並びに当該委託に係る事務の処理状況

附則

(勤労者財産形成持家融資等に係る暫定措置)

第二条 地方公務員が機構から第九条第一項第二号の規定により貸付けを受けた資金で日本勤労者住宅協会の建設した住宅の分譲を受ける場合においては、政令で定めるところにより、地方公共団体は、当分の間、当該貸付けに関し必要な措置を講ずることができる。

2| 厚生労働大臣は、機構に、当分の間、沖縄振興開発金融公庫又は共済組合等から第十二条第一項の規定により資金を調達することが困難である旨の申出があつたときは、当該沖縄振興開発金融公庫又は共済組合等に対し、第十条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項の住宅の建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金を貸し付ける業務を行わせることができる。この場合における機構の行う貸付けに必要な資金の調達については、第十一条中「若しくは前条第一項の貸付け」とあるのは、「前条第一項の貸付け若しくは附則第二条第二項の貸付け」として、同条及び第十二条の規定を適用する。